

答 申 第 3 号
平成23年11月17日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会 長 今 河 敏 行

議会基本条例全体の検討について（答申）

平成23年4月22日付福議号で諮問のあった標記について、次のとおり答申する。

記

1 議会基本条例全体の検討

議会基本条例の前文及び第1条（目的）を除く、第2条から第29条までを一条ずつその現状及び課題を確認した結果、本条例の見直し改正は必要ないものと判断する。

ただし、議会基本条例に沿った議会及び議員活動をより充実させるため、制度の見直し・検討が必要なものもあるので、今後議会において十分協議のうえ対処されることを望む。地方を取り巻く環境は大変厳しく、議会の役割も益々重要になっている。町民との協働をしっかりと認識し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりのために不断の努力をされることを強く期待する。

2 具体的な検討内容

議会基本条例検討シート（別紙）による。

3 参考意見

本町議会が取り組んでいる、①分かりやすく町民が参加する議会、②しっかりと討議する議会、③町民が実感できる政策を提言する議会の3項目に対して、今回の議会基本条例全体の検討と併せ項目毎に意見をまとめたので、参考にしていただきたい。

① 分かりやすく町民が参加する議会

住民と議会がお互いに向き合って、双方向性を確立するということが最大の課題ではないのか。議会からきちんと報告する、住民からは参加をするということを具体的な仕組みにして動かしていくことが大事ではないのか。

② しっかりと討議する議会

議員同士がお互いに討議をする方法をきちんと確立をして実行するという事に尽きるのではないか。毎日顔を合わせていながら、お互いの討議がきちんと出来ないということは住民感覚としては理解し難い。何故、できないかというとなんかまとめるということをしなからではないのか。議会審議の節々において、議論すべき課題、方向性、議論の柱、論点などを整理し、長短を問わず文書としてまとめるという習慣を持てば、おのずから討議が成立するのではないか。

③ 町民が実感できる政策を提言する議会

町の自治体の政策が総合計画を軸にきちんと実行性のある政策システムになっているかどうかということに尽きるのではないか。確立していれば議会もそこを主戦場にした政策活動ができます。計画に載っている良いものは実行する、だめなものは修正する、いらぬものは止める、必要なものは新しく付け加えるということで具体的な議論になる。これは議会だけの努力ではできないので、町として計画手法をきちんと確立して、それを主軸にした運営をする体制が町にあるかどうかです。これがなければ議会から積極的にそのような体制づくりを提案していくということが必要ではないのか。

【議会基本条例検討シート】

■第2章 議会・議員の使命と政治倫理（第2条～第4条）

区 分	第2条（議会・議員の使命）
①条文内容	2元代表民主制充実の観点から、政策の立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、地方自治の実現を図る。
②現状・課題	会議は、論点（議論すべき中心点）・争点（相違点、対立点）を明確にした議員間の討議が難しく、町長等に対する質問と応答が主となっている。
③議会評価	議員の資質向上による充実を課題としている。
④改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ○運営基準に質疑等の論点を明確にするための発言ルール等を盛り込むことの検討。 ○情報公開の分野と重複するが、一步踏み込んで論点・争点を「議会HP」や「議会だより」により簡単に分かりやすく周知する。 ○常任委員会の報告は論点・争点を入れて整理する。本会議においても常任委員会で整理した論点・争点を説明する。 ○会議の出席者に分かりやすい明瞭・簡潔な発言を行う。
⑤委員の意見	■どこの議会も質疑止まりで討議が活発になっていない。議会が何を議論するのかをどこかの時点で明らかにし整理することが必要であり、そのため手法を検討すべきではないか。

区 分	第3条（通年議会）
①条文内容	議会が本来有する自律性による主体的・機動的な活動を展開する。
②現状・課題	会期を 4/1～3/31 とし、機動的に議会活動を展開している。（H22=15回開催） 町長の専決処分事項は条例で規定している4項目としている。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第 4 条（議員の政治倫理）
①条 文 内 容	自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民に疑惑を招くことのない行動をする。
②現状・課題	○福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例を施行（H20）。 ・不正の疑惑を持たれる恐れのある金品の授受 ・町職員の職務遂行を妨げるような不正な働きかけの禁止 ・町が助成している法人等への有利又は不利な取り扱いの働きかけの禁止 ・町職員の人事（採用・昇任等）の不正な働きかけの禁止 ○現庁舎に移転した際の申し合わせの「カウンターを超え事務室には入らない」を基本とする。
③議 会 評 価	具体的な評価項目になっていない。
④改 善 策 等	○現状のままとする。 ○機会あるごとに議長から注意を喚起する。
⑤委員の意見	■特になし

■第 3 章 議会・議員の活動原則（第 5 条～第 6 条）

区 分	第 5 条（議会の活動原則）
①条 文 内 容	公開性、公正性、透明性、信頼性を重視した議会、町民参加を推進する議会を目指し活動する。委員外議員の充実を図る。議案等を事前に情報提供する。
②現状・課題	公開性、公正性、透明性、信頼性の 4 つの原則に沿って活動しているが、町民参加を進めるのは難しい。議会のインターネット中継を実施しているが、ADSL回線のため同時に 20 件程度の接続で映像の中断、停止の状況にある。委員外議員の活動は定着しつつある。議会HPを活用し事前に情報提供している。
③議 会 評 価	資料等はHPの容量的制限を受けるもの（予算書など）を除き、基本的にすべて情報提供している。
④改 善 策 等	○町民参加を推進するため、広報・広聴常任委員会の定期的な開催と議会報告会や懇談会の内容充実に向けた検討も同時に行う。 ○総合計画に「情報通信基盤整備事業」として光ケーブル敷設（H26）が予定されている。
⑤委員の意見	■議会と住民は双方向でのコミュニケーションが大事です。報告会は一方的になり住民の参加的要素が薄くなるので、パイプを太くする事が大事ではないか。

区 分	第6条（議員の活動原則）
①条文内容	議員相互の自由な討議を推進する。町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をする。
②現状・課題	○本会議で討議を行うための議論や取り組みが不足している。初めて総合計画に係る提言書を提出した。事務事業評価を実施している。 ○議会の議決は、議会全体の統一した意思となる。議決とは反対の意思を表明した議員であっても、議会の構成員である以上、成立した議決に従わなくてはならないことになる。しかし、この議決の意義を踏まえないで活動する議員が見受けられる。
③議会評価	本会議での討議が行われていない。時間不足を理由に討議が少ない委員会活動が多い。
④改善策等	○運営基準に「討議」を明確にするための発言ルール等を盛り込むことの検討。 ○提出された議案に対する質疑・討論や討議等を充実させるため、定期的な議員勉強会等を行い、活発な議会運営に努める。 ○議員個々の報告活動等を積極的に行う。（個人の議会日より発行・HP開設） ○政策提言に向けた取り組み。（常任委活動⇒合意形成⇒提案）
⑤委員の意見	■事業評価は所管調査等の関係とリンクしているのか。事業計画はきちんと将来展望を予測した手法になっているのか。

■第4章 町民と議会の協働（第7条）

区 分	第7条（町民参加・町民との協働）
①条文内容	説明責任を十分に果たし、町民との情報共有。すべての会議公開と町民参加。参考人・公聴会制度の活用。町民との多様な意見交換の場の設定。夜間、土日会議、議会報告会の開催。
②現状・課題	活動の情報公開は徹底しているが、説明責任が十分とは言えない。情報も議会からの提供が中心で、互いに共有することは難しい。すべて公開し、町民が参加できる運営となっている。参考人・公聴会制度を活用していない。夜間議会1日、報告会2会場で開催した。
③議会評価	懇談会はテーマと開催方法を工夫した取り組みが課題。報告会は内容の充実と議員を分散した開催が課題。休日会議は未実施。
④改善策等	○多様な意見交換の場として「出前議会」、「常任委員会の懇談会」を充実する。 ○議会報告会のテーマや開催方法を見直し内容を充実する。
⑤委員の意見	■特になし

■第5章 町長等と善政競争する議会（第8条～第12条）

区 分	第8条（町長等と議会・議員の関係）
①条文内容	善政競争により町政を運営。質疑応答の充実。一般質問の充実、答弁書の提出。法定以外の委員就任禁止。町長等の反問。
②現状・課題	修正案や提言書を提出し、競い合いや協力して取り組んでいる。回数等を制限しない一問一答方式で行っているが、論点や争点を明確にした質疑応答に欠けている。政策提言に繋げるような一般質問の方法が少ない。答弁書は有効に活用されている。法定の3委員会のみ就任している。反問の実績はない。
③議会評価	本会議を始め特別委員会の質疑も増加した。引き続き、質疑内容を充実する。一般質問が特定の議員に偏っている。
④改善策等	○政策提言に繋がる一般質問を目指し、議員同志で内容等を協議する機会を設けることを検討。 ○町長等の反問については、どちらかと言えば少しぐらい指摘されても言い返さないという状況にあり、特別職・管理職と議員の意見交換・討議に繋がる反問を期待する。
⑤委員の意見	■一般質問の答弁が変わるのは問題で、質問を真正面から受け止めていないのではないか。 ■町長の答弁は質問者に対するものか、議会なのかいつも悩む。議員間で質問を調整することを考えてはどうか。個人で質問を考えるのは限界がある。行政と違うのは目の付けどころが違うことにあるので、着眼点を膨らませる努力が必要ではないか。

区 分	第9条（町長による政策形成過程等の説明）
①条文内容	町長は、政策等の内容をより明確にするため、形成過程の資料を提出。議会は、政策等の適否を判断、執行後の政策評価に資する審議。
②現状・課題	政策等（計画・事業）調書により対応している。 なお、当該調書の記載内容に不十分なところもある。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○政策等調書の主旨を再認識し、調書に基づいた質疑等を充実させる。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第10条（予算・決算における政策説明資料の作成）
①条文内容	町長は、分かりやすい事務・事業別の説明資料を提出。町長は、行政評価・事務事業評価の説明資料を付して提出。
②現状・課題	事務事業別説明資料により対応している。 なお、当該調書の記載内容に不十分なところもある。 行政評価（事務事業評価）結果表により対応している。
③議会評価	事務事業別説明資料の充実により審議が活性化した。
④改善策等	○現状のままとする。 ○事務・事業別説明資料の主旨を再認識し、調書に基づいた質疑等を充実させる。
⑤委員の意見	■事務事業別説明資料は、経費の積算根拠や職員人件費も含めて総額を記載すべきではないか。

区 分	第11条（議決事件の拡大）
①条文内容	町長等と議会・議員の公平な責任分担。
②現状・課題	6つの重要な計画を議決した。
③議会評価	計画の内容が充実し、より理解が深まった。（総合開発計画、行財政確立プラン、福祉計画、次世代育成計画、森林整備計画、過疎計画）
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第12条（文書質問）
①条文内容	休会中の適切で機動的な議員活動に資するため質問できる。
②現状・課題	様式を定め対応している。
③議会評価	質問が特定の議員に偏っている。政策提言等に向けた質問の活用が課題。
④改善策等	○一般質問と連動した積極的な活用方法を検討。 ○町民要望等に対応する手法として有効活用する。
⑤委員の意見	■特になし

■第6章 適正な議会機能（第13条～第22条）

区 分	第13条（適正な議会費の確立）
①条文内容	町長と協議して一定の標準率などにより適正な議会活動費の確立。交際費を含む議会費の用途を公表。
②現状・課題	議会費全体の標準率の確立には至っていない。議会日より、HPで公表している。
③議会評価	議員定数・歳費を主に評価している。（第14条で説明）
④改善策等	○議員歳費を含む議会活動費の一定の標準率等について、諮問会議等の検討と並行し町長と協議を進める。
⑤委員の意見	■議員定数と議員歳費は決定している。あとは、事務局職員の人件費が大半を占めると思うが、標準率でカバーできるのか疑問がある。事務局職員を何人にするかははっきりした方が良いのではないか。

区 分	第14条（議員定数・歳費）
①条文内容	適正な歳費の確立を期すための標準率（額）。参考人制度・公聴会制度を活用。直接請求を除き、議員が必ず提案。
②現状・課題	歳費の算定方法として「福島町方式」を確立した。両制度を活用していない。直接請求の終結を待って、議員が提案した。「歳費」という言葉が町民にあまり浸透していない。
③議会評価	諮問会議に「適正な議員定数及び議員歳費の検討」を諮問し、答申を受け議会内部の検討及び住民懇談会を開き、改正案をまとめた。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第 1 5 条（議員研修の充実強化）
① 条 文 内 容	議会議員研修条例に基づく研修の実施。議員活動に有効活用できる議員研修会の積極的な開催。
②現状・課題	条例に基づき研修計画を策定し実施している。（別紙 5） 積極的な開催とはなっていない。
③議 会 評 価	勉強会や議員研修会と政務調査費による主体的な視察・研修を実施した。全議員の政務調査費活用による資質向上が課題。
④改 善 策 等	○視察・研修（政務調査費を含む）の内容報告を議員研修会や議会報告会の中で行うことを検討。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第 1 6 条（政務調査費）
①条 文 内 容	議員による政策研究、政策提言等が実行されるよう個人に交付。活動状況を町民に公表。
②現状・課題	H22 は 7 人が交付を受ける。支出内容を含めHPで公表している。（別紙 6）
③議 会 評 価	議員研修の充実強化で評価している。（第 15 条で説明）
④改 善 策 等	○正副委員長を中心に研修成果を積極的にPRし、全議員の調査費活用を進める。
⑤委員の意見	■全体の政務調査費予算の中で相互に使用できるようにルール変更を検討してはどうか。 ■成果を積極的にPRすることが最も大事である。

区 分	第 1 7 条（議会白書、議会・議員の評価）
①条 文 内 容	基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を 1 年毎に調製し公表。議会評価を 1 年毎に行い公表。自己評価を 1 年毎に行い公表。
②現状・課題	議会白書を調製し、HPで公表しているが、具体的に白書に相応しい本会議や委員会活動等の総括的な記載が必要。議会及び議員評価を毎年行い、議会だより及びHPで公表している。
③議 会 評 価	具体的な評価項目になっていない。
④改 善 策 等	○全員協議会と常任委員会等において検討。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第18条（議長・副議長志願者の所信表明）
①条文内容	事前に職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。
②現状・課題	議事日程に含め選挙前に議場で所信を述べている。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第19条（議会広報の充実）
①条文内容	町政に係る論点・争点の情報を議会独自の視点から常に町民に対して周知。情報通信技術（ICT）を活用し、町民が関心を持つ議会広報活動。
②現状・課題	論点・争点をメインにした編集になっていない。議会独自のHPを運用し多くの情報を提供している。インターネット中継も行っている。携帯電話を活用したメールマガジンなどの情報提供が課題。
③議会評価	ページ数を増やし内容の充実を図っている。議会HPのサーバ容量を拡大。リンクしている議員HPの充実が課題。
④改善策等	○議会だよりを論点・争点を中心に編集するように努める。 ○議員HPの充実と開設に向けた研修会の開催。 ○携帯電話を活用したメールマガジンなどの情報提供を検討。
⑤委員の意見	■携帯電話を活用したメールマガジンを実現してほしい。

区 分	第20条（附属機関の設置）
①条文内容	議会活動及び町政課題に関する審査・調査のため学識経験を有する者で構成する附属機関を設置。
②現状・課題	「議会基本条例諮問会議」として設置した。現行5人の委員定数を7人から8人程度に増やすことの検討。
③議会評価	諮問会議をH22.5に設置。H22は4項目の諮問を受け、2項目を答申。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第 2 1 条（議会事務局の体制整備）
①条 文 内 容	調査・法務機能を積極的に強化、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮。
②現状・課題	正職員 3 人、臨時職員 1 人と体制は整備されている。政策形成・立案機能を更に高める必要がある。
③議 会 評 価	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集、法務能力の向上など、資質向上に期待。体制は正職員 3 人、臨時職員 1 人で充実。
④改 善 策 等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第 2 2 条（議会図書室の充実、公開）
①条 文 内 容	法第 100 条第 17 項の規定による図書室の設置。
②現状・課題	議会図書室として保管・整備している。
③議 会 評 価	具体的な評価項目になっていない。
④改 善 策 等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

■第 7 章 会議の運営（第 2 3 条～第 2 5 条）

区 分	第 2 3 条（自由討議による合意形成）
①条 文 内 容	町長等の説明員を最小限にした議員相互の自由討議を中心とした議論を尽くし、合意形成に努め、説明責任を十分に果たす。政策、条例・意見等の議案提出を積極的に行う。
②現状・課題	説明員を最小限にするための協議・検討が不足している。自由討議を進めるための取り組みが欠けている。政策に関連する議案（条例を含む）提出はない。
③議 会 評 価	第 6 条の中で説明。
④改 善 策 等	○第 6 条（議員の活動原則）の改善策等と同じ。 ○説明員を最小限にすることを検討。
⑤委員の意見	■第 2 条及び第 6 条と相互の関連を重視して考えるべきではないか。

区 分	第 2 4 条 (委員会 の活動)
①条 文 内 容	委員会資料等を積極的に事前公開し、町民に分かりやすい議論。委員長は、自由討議による合意形成に努める。
②現状・課題	HPで事前に公開している。自由討議による合意形成に努めている。
③議 会 評 価	第 6 条の中で説明。
④改 善 策 等	○第 6 条 (議員の活動原則) の改善策等に同じ。
⑤委員の意見	■第 2 条及び第 6 条と相互の関連を重視して考えるべきではないか。

区 分	第 2 5 条 (開かれた活動的な議会の推進)
①条 文 内 容	行政課題等に適切・迅速に対応するためすべての会議等の連携により機動力を高めアクティブ型議会を推進。広報・広聴委員会の活動により、行政の政策課題等について情報を共有し意見交換をする。
②現状・課題	適切・迅速に対応している。常任委員会や特別委員会等と連携した本会議運営となっている。町民参加を進める積極的な活動にはなっていない。
③議 会 評 価	具体的な評価項目になっていない。
④改 善 策 等	○第 5 条、第 6 条及び第 7 条に同じ。
⑤委員の意見	■第 5 条、第 6 条及び第 7 条と相互の関連を重視して考えるべきではないか。

■第8章 条例の位置付けと見直し手続き（第26条～第29条）

区 分	第26条（最高規範性）
①条文内容	基本条例に違反する条例等は制定しない。法律や法令等の解釈・運用は基本条例の理念や原則に基づき判断。
②現状・課題	基本条例を遵守した条例等の改廃としている。基本条例の理念・原則を満たす議会・議員活動には至っていない。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○議員勉強会等で定期的な現状等の確認を検討。
⑤委員の意見	■まちづくり基本条例との関係で「最高規範」の表現に矛盾はないのか。両基本条例の見直し・改正に当たっては注意して置く必要があるのではないか。

区 分	第27条（議会・議員の責務）
①条文内容	基本条例の理念・原則、この条例に基づいて制定される条例等を遵守して議会を適正に運営し、町民に対する責任を果たす。
②現状・課題	概ね理念・原則を遵守し対応しているが、次の点については課題が残る。 ・第4条 議員の政治倫理 ・第5条 議会の活動原則 ・第6条 議員の活動原則 ・第16条 政務調査費
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○課題である上記条項及び第26条に同じ。
⑤委員の意見	■第26条と相互の関連を重視して考えるべきではないか。

区 分	第28条（見直し手続）
①条文内容	一般選挙後に基本条例の目的が達成されているかどうか検討。
②現状・課題	諮問会議の検討結果に基づき、議会で検討する。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員の意見	■特になし

区 分	第29条（条例のつくり）
①条文内容	既定の条例制定手法から読みやすく分かりやすい表現。「できる」「しなければならない」「努めなければならない」から「する」「行う」の主体性を持つ表現。
②現状・課題	見直しは不要と考える。
③議会評価	具体的な評価項目になっていない。
④改善策等	○現状のままとする。
⑤委員意見	■特になし